平成 20 年度 大学機関別認証評価 評価報告書

平成 21 年 3 月 財団法人 日本高等教育評価機構

認証評価結果

【判定】

評価の結果、長崎ウエスレヤン大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を 満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 20(2008)年 4月1日から平成 27(2015)年3月31日までとする。

【条件】

特になし。

総評

法人は明治 14(1881)年に創立されたカブリー英和学校を前身として、その建学の精神はキリスト教主義人格教育である。大学の基本理念を隣人愛に生きるアデルフォスの育成として掲げ、大学の授業科目に建学の精神・基本理念を学ぶ必修科目を配置し、教育している。

大学は平成 14(2002)年に開設され、現代社会学部(社会福祉学科、地域づくり学科、国際交流学科)の1学部3学科で編成し、教育研究目的とする福祉コミュニティの形成と、グローバルとローカルな視点、複眼的思考能力と専門的能力の養成に努めるための教育研究組織を整えている。大学の最高意思決定機関を「大学運営委員会」とし、教育方針などの大学運営の方向性の決定に際しては、学部長のもとにある教授会などの審議を経た上で総合的判断を行うなど、教育方針などを形成する組織と意思決定過程は整備され、機能している。

教育課程は、福祉コミュニティの形成と持続的発展を目指し、その中核となる人間を育成するという教育目的のもと学部共通の卒業時の到達目標を設定し、その目標を達成するためのカリキュラム編成を行い全学的な教育方針を明確にしている。

学生募集にあたり、学部・学科の教育目標・人材育成目標を大学が求める人材像として 入試ガイドの冒頭に明示し、小規模大学であることの魅力を強調している。また、収容定 員の未充足が続いている一方で、国際交流学科は平成 20(2008)年度に入学定員を大幅に超 える入学者を受入れ、定員管理上の問題が発生している。

教員の配置については、大学設置基準が定める専任教員数及び教授数を充足しており、 人員配置、専任教員の年齢構成も適正である。

職員については、教育研究目的の達成のために適切な事務組織及び人員配置を行い、留学生の積極的受入れに伴い「留学生支援センター」を設置して外国語運用能力を有する人員を配置して対応している。

管理運営体制は、学校教育法をはじめとする関係法令を遵守し、寄附行為、学則などに基づき適切に機能している。理事会は大学の定員確保と財政基盤の安定化について協議を重ね、大学の管理運営に関する基本方針として中期経営計画行動目標を決議しているが、

理事会と教授会との連携が図られていない状況があり改善が望まれる。

財務状況は、収容定員の未充足が継続している中で予算統制により収入に見合った支出管理を行っている。平成 19(2007)年度決算では経費の削減と入学者の増加による在籍学生数の増加に伴い、消費収支差額比率が前年度のマイナス状況がかなり改善されており、人件費と管理経費をはじめとする経費の削減にも取組んでいる。

教育研究環境については、大学設置基準を充足し学生の安全と衛生面及び学業などに支障をきたさぬよう維持管理に注意を払っている。学生募集と直結した課題として留学生の大幅収容増を計画していることから、学生寮の整備・拡充について適切な対策が必要である。

社会連携は、教育研究の目的として地域社会の発展と寄与を掲げており、図書館をはじめとするキャンパス内の施設・設備の地域への開放が積極的に進められ、地元の諫早市との連携による公開講座、シニア世代の受入れ、平和集会などミッションスクールの特色を生かした各種大学開放プログラムなどにも積極的に取組んでいる。

社会的責務について、建学の精神に則り、社会的機関としての組織倫理の規程を就業規則などに設け、チャペル活動をはじめ各種研修会を通して建学の精神に対する理解を深め、全教職員の職務遂行上の行動規範として確立するよう努力している。

特記事項について、学生に対する多彩な国際交流プログラムは、TOEIC などの資格取得でも一定の成果を上げるとともに、海外地域貢献活動により、その後の修学や進路選択における動機付けとなっている。

総じて、大学はキリスト教主義人格教育により、小規模体制を生かした学生支援が行われている。意見は、質の高い高等教育機関として発展・向上し続ける上での改善の参考とされたい。

基準ごとの評価

基準1.建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

法人の建学の精神を「敬天愛人(神を敬う心は、人を敬う心を厚くする)」として、大学の基本理念を隣人愛に生きる「アデルフォス (兄弟姉妹)」の育成として掲げており、「現代社会とキリスト教・」「建学の理念と歴史」などに建学の精神・大学の基本理念を学ぶ必修科目を配当している。

教職員への周知は、平成 18(2006)年度から年度当初 4 月の辞令交付時にオリエンテーションを実施し、初任者や役職者を対象として院長から建学の精神及び事業計画や就業規則の説明が行われている。

大学の使命・目的の学生への周知については、週1回のチャペルアワー、入学式、卒業 式などの行事において伝えられ、キリスト教主義人格教育を柱とした授業科目を必修科目

として配置し、建学の精神と大学の基本理念が学部・学科の教育課程に反映されている。 学外へは、大学案内やホームページをはじめ学生募集を主目的とする媒体を通じて公表し ている。

基準2.教育研究組織

【判定】

基準2を満たしている。

【判定理由】

大学は、教育研究目的とする福祉コミュニティの形成と、その持続的発展に寄与するために、グローバルな視点とローカルな視点を併せ持つ複眼的思考能力と専門的能力の養成に努めるための教育研究組織を整えている。大学の教育研究に関する最高意思決定機関を「大学運営委員会」とし、教育方針などの大学運営の方向性の決定に際しては、学部長のもとにある教授会、国際交流部、アドミッションセンターの審議を経た上で総合的判断を行うなど、教育方針などを形成する組織と意思決定過程は整備され機能している。

学部外に「学術研究部」を設け、教育機能と学術研究機能を分離し、学部・学科間の関連を密にしている。「全学教育課程」の組織が示すように、キリスト教主義人格教育による倫理性に優れた教養力の育成を目指す大学としての教養教育の運営上の工夫が随所になされている。

大学の目的を「キリスト教主義人格教育による倫理性の高い優れた教養の修得」とする 広い意味のリベラルアーツ大学と位置づけ、更に、その教養教育を社会的ニーズに対応で きる学生の「ライフデザイン構築力の養成」と「基礎学力の強化」と定義し、「オンリーワンの即戦力養成プログラム」プロジェクトに全学を挙げて取組んでいる。学科を離れた組織である「全学教育課程」に、教養教育の中核を担う「全学教育科目」と「学科専門科目」の調整の役割を担わせるなど、人間形成のための教養教育に重点をおくリベラルアーツ大学の基本方針は一貫している。

【優れた点】

・大学の基本理念に則った「学際的な学術研究の進展」を目指すために、「学術研究部」の 地域総合研究所が採択制の共同研究費配分制度を実施しているのは、学際性を高める上 でも評価できる。

基準3.教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

大学は、福祉コミュニティの形成と持続的発展を目指し、その中核となる人間を育成す

るという教育目的のもと、学部共通の卒業時の到達目標を設定し、その目標を達成するためのカリキュラム編成を行い、全学的な教育方針を明確にしている。到達目標としては、外国語の熟達、コンピュータの自由な駆使といったコミュニケーション科目によって培われる技能のほかに、異文化への複眼的対応、倫理基準を持ち、他者に奉仕できること、福祉コミュニティの形成の基礎理論と方法の習得といった目標を設定している。

「コミュニティサービス I・II」の科目が示すように、体験参加型の教育・学習方法を教育課程の中核に位置づけ、「学科専門科目」の中に、実習科目や専門職の現場実習を配置するなどの工夫を行っている。教育課程は「体験・参加型学習の重視」「多様な学習機会の提供」「オンリーワンの即戦力の養成」「演習科目の重視」を教育基本方針として体系的かつ適切に編成されている。

【優れた点】

・開学時より導入されている GPA(Grade Point Average)制度を、履修指導、学習到達度の把握、奨学生の資格継続審査などに有効に活用していることは評価できる。

基準4.学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

学生募集にあたり、大学の建学の精神・教育目的、学部・学科の教育目標・人材育成目標を、「本学が求める人材像」として入試ガイドの冒頭に明示し周知している。また、大学案内やホームページを通じて広報活動し、小規模大学であることの魅力を強調するとともに、福祉コミュニティの実現という教育目標を達成するために、一般高校生のほか、障害のある学生、社会人や留学生など多様な学生の受入れに積極的に取組んでいる。しかし、これらの努力に関わらず、開学以来定員割れが続き、入学者のほぼ半数を留学生が占めているなど、在籍学生数が適正に確保されているとはいえない現状もあり、実効力のある対策が必要である。

1年次から4年次までの全ゼミ制を基本とし、ゼミ担当教員に情報の集約化を行うとともに、各種委員会やセンターとも相互に連絡調整を取合うなど、修学指導体制を整えている。また、入学前教育や基礎学力強化のための学習支援としてのリメディアル教育、障害のある学生への全学的な学習支援など、学習支援体制は整備されている。

各種奨学金制度を充実させ、学生委員会の中に「メンタルヘルス委員会」「学生寮運営委員会」などの専門委員会を置くなど、学生の諸問題に教職員が協力して取組んでいるほか、「留学生支援センター」を設置し、増加する留学生の生活全般の相談・サポート体制が整備されている。

平成 18(2006)年度から「オンリーワンの即戦力養成プログラム」を設け、4 年間をかけて学生のキャリア支援に全学的に取組むなど、学生のキャリア支援体制は充実している。

【優れた点】

・障害のある学生の積極的受入れに取組むと同時に、学習支援として学生ボランティアを はじめ介助者を募集し、適任者と大学との間で介助委託契約締結を行い、介助のための 事前講習を開催するなど、障害のある学生への組織的支援は高く評価できる。

基準5.教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

教育課程を遂行するために必要な教員の配置に関しては、大学設置基準が定める必要専 任教員数及び教授数を充足しており、分野ごとの人員配置も適正と言える。また、専任教 員の年齢構成も適正で、バランスがとれている。

教員の採用・昇任については、「長崎ウエスレヤン大学教員人事委員会規程」をはじめと する各種規程に則って適切に行われている。

専任教員1人当たりの担当授業時間数は、特に准教授において高い状況にあるが、平成17(2005)年度をもって学生募集を停止し、最後の卒業生を待って廃止予定の「福祉コミュニティ学科」のカリキュラムも併せて運営する必要があったこと、来年度から専任教員の採用が予定されていることなど、改善の見通しは立っている。

平成 14(2002)年の開学以来、毎年 2 回学期終了時に「全学 FD 研修会」を開催し、ベンチマークなどを通して組織としての教育力向上を図る機会を設けている。また、セメスターごとに専任教員担当の全授業科目について学生の授業評価を行っている。

【優れた点】

・研究業績の評価について、ポイント制を導入し、基準を明確にしている点は高く評価で きる。

【参考意見】

・FD(Faculty Development)のプログラム自体は、「大学運営委員会」において学部長を中心に企画立案し、全体集会による協議会形式にとどまっている。組織的に FD に取組むと同時に、各教員の自然発生的な主体的取組みを全体に広げていくことが望まれる。

基準6.職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

大学は教育研究目的の達成のために、適切な事務組織及び人員配置を行っている。

留学生の積極的受入れ政策の実施に伴い、従来の学生サービス体制を見直し「留学生支援センター」を設置、外国語運用能力を有する人材を配置して対応している。

事務職員の人事異動が少なく特定の部署に固定される傾向になっており、大学の管理運営において重要となる職員の政策立案能力の育成と総合的な観点から、組織改編を含めた 人事制度の見直しを行う必要がある。

毎年度、全教職員対象の「全学 FD 研修会」(SD 研修会と合同)を開催し、大学を取巻く社会的環境や学生募集の問題、教育・学習支援体制の課題について全学的に共有し協議する機会を設けている。

社会人学生、障害のある学生、留学生など多様な学生を受入れており、さまざまな特性と学力レベルの学生の教育、学習支援、相談業務に教員組織と事務組織が協力して対応している。

基準7.管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

理事会及び大学の管理運営体制は、学校教育法及び私立学校法をはじめとする関係法令 を遵守し、寄附行為、学則などに基づき適切に機能している。

平成 17(2005)年度以来、理事会は大学の定員確保と財政基盤の安定化について協議を重ね、平成 19(2007)年 9 月に、平成 20(2008)年度から 5 か年に及ぶ大学の管理運営に関する基本方針として「中期経営計画行動目標」を決議した。この計画は、私立大学等経常費補助金「定員割れ改善支援特別補助」対象事業として採択され、入学者の増加、収支改善など、一定の成果を収めている。しかし、理事会による計画採択後、特に学科再編計画が教授会で否決されたことは、理事会と教学の連携について大きな課題を残した。

理事会はこの事態を重く受止め、経営面と教学面の役割分担とそれぞれの強化を図るため、従来の理事長と学院長兼務を改め、新たに理事長を選任した。更に、計画見直しのための新たな「大学再建委員会」を設置、理事会と教職員の全学的な意見交換の場を設けるなど、教学部門との連携強化に向けて努力している。

自己点検・評価については、これまで一部の取組みに限られ、報告書として取りまとめを行わず、学外への公表もなされていなかったが、今回の認証評価にあたり、大学全体の諸活動について的確に実態を反映した自己点検評価報告書が作成されており、今後の大学運営に生かされることが期待できる。

【参考意見】

・「中期経営計画行動目標」に掲げられている学科再編計画が教授会で否決されたことを受け、代替案について検討を継続しているが、相当の時間が経過したにも関わらず、いまだ結論に至っていないので、速やかに成案に至るよう努力することが必要である。

基準8.財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

大学は、収容定員の未充足が継続している中で、予算統制により収入に見合った支出管理を行っている。平成19(2007)年度決算では、経費の削減と入学者の増加による在籍学生数の増加に伴い消費収支差額比率が前年度のマイナス状況がかなり改善されている。また、平成20(2008)年度から24(2012)年度までの5か年を対象とした「大学中期経営計画行動目標」により、年次的な財務目標を立て、計画期間中の消費収支差額の黒字転換を目指すとともに、人件費と管理経費をはじめとする経費の削減に取組んでいる。

予算編成・執行・決算処理に関しては、学校法人会計基準に則り適切に処置されている。 財務情報などの開示については、ホームページに財務三表、監査報告書、事業報告書、 在学生数を掲載している。

外部資金の導入については、県や市などの自治体から委託事業、国からの補助金を獲得するために努力している。

基準9.教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

大学の施設設備については、大学設置基準を充足しており、学生の安全と衛生面及び学業などに支障をきたさぬよう、施設設備の維持管理に注意を払っている。学生募集と直結した課題として、留学生の大幅収容増を計画していることから、学生寮の整備・拡充について適切な対策が求められる。

昭和 40(1965)年~51(1976)年に建築され、老朽化が著しい3棟(ロング館、寄宿舎、礼拝堂)については、建築基準法が改正された昭和 56(1981)年6月以前に確認申請を受けているので、耐震補強工事などの必要がある。建物の建替えも含め、速やかに対応することが望まれる。

施設設備のバリアフリーについても、県下の他校に先駆け早期に導入し、以降も順次新設や改修による対応を行うなど、障害のある学生に対して快適で安全な教育環境を整えている。

【優れた点】

・バリアフリーについては、施設など入口のスロープ化、トイレの改修、手すりの設置な ど、長崎県下では他校に先駆け早期に導入しており、以降も順次新設や改修による対応 を行い、障害のある学生を積極的に受入れている実績は高く評価できる。

【改善を要する点】

・建築基準法が改正された昭和56(1981)年6月以前に建築された3棟(ロング館、寄宿舎、礼拝堂)は、老朽化が著しく、耐震について不十分なため、耐震補強工事などの対策を検討し、建物の安全性について改善を要する。

基準10.社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

教育研究の大目的として地域社会の発展への寄与を掲げており、図書館をはじめとするキャンパス内の施設・設備の地域への開放が積極的に進められ、地元諫早市との連携による公開講座、シニア世代の受入れ、クリスマスツリー点灯式・講演会・演奏会を交えたクリスマス祝会、平和集会などミッションスクールの特色を生かした各種大学開放プログラムなどにも積極的に取組んでいる。サービスラーニングを教育の重要な手法とし、社会との連携プログラムの推進を教育課程の中に取入れるなど、さまざまな形で教育研究資源の地域還元に積極的に取組んでいる。

教員についても、県や地元自治体、地方公共団体の委員会や審議会の委員として、またさまざまな講演依頼への対応を通して、地域振興に寄与するなど、地域のシンクタンクとしての役割を果たしている。

これまでの教育研究実績を生かし、平成 18(2006)年度より地元諫早市の委託により、商店街の一角に設置された「まちづくり研究室・生涯学習室」の運営を行うなど、地方自治体との包括的な「まちづくり協定」により、継続的にまちづくり活動に協力・貢献し、特色ある社会連携を行っている。

【優れた点】

- ・五島の小値賀町との「まちづくり協定」によるまちづくり事業への協力、「諫早市 子育 て支援サポーター養成講座」の開催、諫早市の委託事業「まちづくり研究室・生涯学習 室」の運営など、シンクタンクとしての地域社会への多大な貢献は、高く評価できる。
- ・1 年次の授業科目のなかで、学童保育支援や祭りの企画運営への参画、中心市街地商店 街活性化への支援など、地元地域におけるさまざまな社会貢献活動に学生を派遣してい る点は高く評価できる。
- ・法人の長い歴史の中で培ってきた海外との協力関係をもとに、諫早市を主導して米国や中国との姉妹都市関係を締結するなど、大学が地域社会と強力な信頼関係を構築していることは高く評価できる。

基準11.社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

キリスト教主義人格教育の建学の精神に則り、社会的機関としての組織倫理の規程を就業規則などに設けている。また、チャペル活動をはじめ、各種研修会を通して、建学の精神に対する理解を深め、小規模な大学ならではの校風として、全教職員の職務遂行上の行動規範として確立するよう努力している。

学生の就学支援、指導上の危機管理体制は整いつつあり、全教職員はもちろん、キャンパス・コミュニティーの一員である学生が共に熟知するよう、各種研修、オリエンテーション時に意識向上の取組みを行っている。学内外での留学生に対する危機管理体制については、留学生を増員する計画もあり、また交換留学生制度を実施していることからも、更なる充実が望まれる。

広報活動については、ブログを活用したホームページでの日常的な情報発信、地元記者 クラブへのプレスリリース、大学開放プログラムへの継続的な取組みを行っている。